

# 東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10  
東京労働会館6F

tel03-5395-3165 fax03-3946-6823

東京社保協

検索

## 滞納処分・差押問題交流集会に参加を

### 東日本学習交流集会を 3月29日に開催

東京社保協は、中央社保協とともに「滞納処分・差し押さえの学習交流集会」を3月29日(土)の午前11時から午後4時半の予定で、けんせつプラザ東京(東京土建本部会館)で開催します。(詳細は4面参照)

高すぎる国保料(税)が滞納を生み、大量の短期証や資格証明書の発行につながっています。そして、国保料(税)だけでなく、住民税や消費税の滞納から、理不尽で容赦ない差し押さえが広がっています。

東京社保協の国保自治体アンケートによれば、東京23区の滞納処分件数は平成23年度で5562件だったものが平成24年度には7427件と約1800件も増加し、千代田区と中央区を除く全ての区で滞納処分が実施されています。

また、差し押さえ金額は、平成23年度で23区合計が約25億6千万円だったものが、

平成24年度には約30億円と激増(4億円以上の増加)しています。

こうした深刻な実態をふまえて、講演では、「滞納処分・差し押さえの基礎知識」と題して、三多摩法律事務所

の田所良平弁護士がお話しするとともに、鳥取県での児童手当差し押さえ事件で「差押えは違法。児童手当は返還」との勝利判決を勝ち取った勝俣彰仁弁護士から「違法な差押の是正に向けて」と題して講演していただきます。あわせて、地域や自治体の実態についても「報告」していただく予定となっています。

毎年のように国保料が値上げされ、国保が「財産といのち」を奪う事態をなんとしてでもくい止めるために、「滞納処分・差押え問題」学習交流集会に各地域・団体からの積極的な参加をお願いします

願います

## 年金者組合が不服審査請求

### 年金引き下げは不当

1月31日、厚生労働省の玄関前に怒りの「不服審査請求書」が積み上げられました。申請人は、全国で12万6512人、東京からは1万1253人が不服審査請求書を提出しました。全国11万人の組合員が総力をあげて、3千万高齢者の暮らしといのちを守るため「年金切り下げの撤回」を求め、全国で10万人以上の目標を掲げて不服審査請求運動を展開すると宣言しました。

東京の年金者組合45支部は、「安倍政権の暴走にストップをかけ、社会保障制度・年金改悪を許さない国民的なたたかいを推進しよう」と全組合員に呼びかけました。

さらに、都生連や新婦人、東京土建などの諸団体にもこの運動への賛同と協力をお願いしました。東京では、組合員以外の不服審査請求人が3千600人をこえ、社会保障制度をないがしろにする安倍政権への共同の怒りが大きく組合員の枠をこえて広がりました。

私たちはこの運動によって、仲間づくりや年金者組合の組織活性化に結びつくエネルギーを実感しています。

厚生労働省は、4月から年金引き下げは0・7%と発表。引き続き、第2次削減0・7%とのたたかいに全力をあげていきます。(年金東京ニュースより)



# B型肝炎の医療費助成を実現しよう

## ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設を

B型肝炎の患者さんは、注射器・注射針を一人ずつ取り換えず、何人も使い回したために感染させられたことが原因として、国に対して損害賠償を請求する裁判を行っています。

しかし、全国で肝炎患者は350万人もいますが、B型肝炎・C型肝炎の裁判で救済されるのは数万人であり、340万人以上は損害賠償を得られません。国民30人に1人ですが、肝炎に感染していても自覚症状はありません。肝炎が悪化して肝硬変や肝がんに移行した場合に多額の医療費が必要ですが、がん保険に加入できない感染者には大変な負担です。

厚生労働省は、初めて「肝硬変・肝がんを含むすべての肝炎治療に関わる医療費助成制度創設」に向けて動き出しました。この助成金を支出するには、根拠となる法律と予算措置が必要です。平成26年度からなら、この夏の予算編成開始時期に広く承認され、秋の臨時国会で議決する必要があります。

## 1千万人署名の取り組みを

財務省や反対する勢力を説得できる世論をつくることは重要です。1千万人の「請願署名」を国会へ提出することは、実現のための大きな力となります。この署名は、みなさんご自身やご家族のためになる成果をもたらしてくれるはずです。

弁護士 小部正治（東京法律事務所）

## 年末の相談者が再び、渋谷なんでも相談会

年末に続き2月13日に、「なんでも相談会」を渋谷駅モアイ像前で開催しました。



## 渋谷社保協

今回も熱いお茶、手袋とホカロンを用意して臨みました。

相談開始前に、モアイ像の前に「なんだか見た顔が」と思い声をかけると、年末の相談者でした。年末の時は生保受給を頑なに拒否し路上生活を続けていました。

福井会長が事情を聴き、まずは路上生活から抜け出すために生保を取得させようと、本人を区役所に連れていきました。区役所では、この方は鳥取から9月に上京し、過去に4度保護されていたが、治療も中断し路上生活していたことが判明しました。本人が家に帰りたいというので、実家に電話したところ、翌日母親が引き取りにみえ帰郷することになりました。今後は、地元の共産党議員に援助をお願いしました。

この日は、「収入を増やしたい（70歳男性）」「フリーターで所持金なし（49歳男性）」など生活相談が5件、不動産トラブルなど法律相談が3件ありました。

なお、この相談会は、8団体、13人に対応しました。

（渋谷社保協ニュースより）



# 各地域の取り組み

## 豊島社保協

東京都知事選挙投票日の翌日の2月10日(月)、豊島社保協の第16回定期総会を開催しました。

記念講演は、都留文科大学名誉教授の後藤道夫氏より「安倍社会保障改革の特徴と対抗の課題」というタイトルで話していただきました。

自民党の社会保障制度改革案や基本法案等では、国の責任を放棄し、「自助・自立を第一」「家族を含めた自助」「国民皆保険の放棄」「給付は負担の見返り論の強化」「消費税増税は社会保障のためではない」等々の話しを聞き、学習することの重要性と、これらの内容をより多くの人へ伝えるために、学習会や宣



第16回総会風景



講演する後藤道夫氏

伝活動の強化が必要であると感じました。

総会は、50人近くの参加者があり、区役所新庁舎建設と新ホール建設問題や、保育園の実態等、豊島区で起こっている問題などの報告がありました。そして、新年度方針、予算の採択と役員選出を行い、決意を新たにして総会を終えました。

(事務局 寺島耕平)

## 清瀬社保協

「年金が減らされ、物価も上がっている。こんな時に国保税の値上げは困ります。ぜひ、値下げしてほしい」署名作戦で65歳の女性の切実な声です。

清瀬市は、一昨年4月から国保税を一世帯平均20%も値上げしました。値上げの理由は、医療費の伸びを2011年に7・3%、2012年に5・2%と予測し「このまま

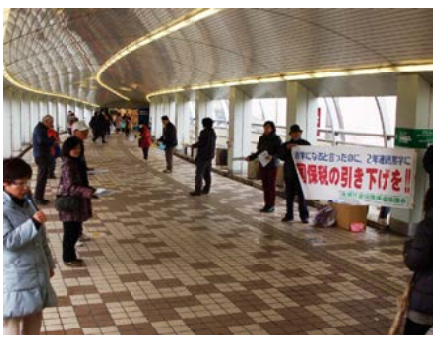
では国保会計は赤字になる」と説明し総額3億円の値上げを行いました。

しかし、医療費の見込みは外れ、12年度は前年度を下回る1・2%のマイナスになり、2年連続黒字となり、総額5億円を超える繰越金を計上しました。しかし、この黒字分を国保基金に積み立てず一般会計に戻してしまいました。

これにより、国保基金は9千万円足らずになり、市は更なる値上げも示唆しています。5億円以上もの黒字を国保世帯に還元するのは当然です。

清瀬社保協では、国保税1人5000円引き下げること

を求める請願署名に取り組んでいます。清瀬市の国保加入者の75%は所得200万円以下です。昨年から署名運動



清瀬駅での宣伝行動

に取り組んできました。国保の問題は難しいとの声があり、学習会を数多く行うことにしました。しかし、なかなか署名のテンポはあがりません。毎月の駅頭宣伝や各団体が行いまして。また、1月には都営住宅で、事前にポスターインして署名の集約も行いました。なんとか1万筆をめざして奮闘の日々が続きます。

(末永雄三 事務局長)

**介護保険制度の改悪阻止 総決起集会**

**日時** 2014年3月23日(日) 13:30~16:00

**会場** 全労連会館2F・ホール

**主催** 介護をよくする東京の会

# 滞納処分・差押え問題 東日本学習交流集会

**日時**

2014年3月29日(土) 11:00~16:30

**会場**
**けんせつプラザ東京**

(東京土建本部会館)


**講演①**
**「滞納処分・差押の基礎知識」**
**田所良平弁護士**

(三多摩法律事務所)

**講演②**
**「違法な差押の是正に向けて」**
**勝俣彰仁弁護士**

(勝俣法律事務所)

-鳥取県児童手当差押事件 勝利判決を活かす-

**指定発言**
**自治労連 全商連 神奈川社保協**
**資料代**
**1,000円 (昼食は各自でお願いします)**

## 鳥取県児童手当差押事件とは

税金の滞納を理由に鳥取県が、預金化された児童手当を差し押さえたのは違法だとして、鳥取市の自営業の男性が県を相手取り処分の取り消しと返還・損害賠償を求めた訴訟で、広島高裁松江支部(塚本伊平裁判長)は2013年11月27日「児童手当法の趣旨に反し違法である」として、県に対して児童手当13万円の返還を命じました。鳥取県は、11月29日に上告を断念して確定しました。

塚本裁判長は、預金の大部分が児童手当で、口座に振り込まれた直後に差し押さえたと指摘。「県は口座に児童手当が振り込まれることを予測し認識していた。児童手当が振り込まれる直前の残金はわずかであり、実質的に児童手当法で禁じられている児童手当を受ける権利自体の差し押さえと変わりがない」と認定しました。

原告代理人の勝俣彰仁弁護士は「児童手当法の趣旨を適切に踏まえた判決だ。児童手当の属性が継承しているとの判断は意義がある。年金などの差し押さえにも通じる内容」とコメントしています。

# 第44回東京社保協総会

**日時**

 2014年3月6日(木)  
10:00~16:00

**会場**
**けんせつプラザ東京**
**記念講演**
**渡辺治氏**

-橋大学名誉教授



各地域・団体から2人参加して下さい。

◎弁当を用意します。